

■平成30年度ミャンマー土地登録法制共同研究を実施しました

平成31年1月22日（火）から25日（金）まで、東京等において、平成30年度ミャンマー土地登録法制共同研究を実施し、ミャンマー連邦共和国から、建設省、ヤンゴン市開発委員会、農業畜産灌漑省及び連邦政府事務局の職員9名が参加しました。

本共同研究は、本年度、法務省法務総合研究所が実施しているミャンマーの土地の物理的状況に係る登録等の調査研究の一環として、公益財団法人国際民商事法センターとの共催で、法務省法務総合研究所が調査を委託している日本土地家屋調査士会連合会の協力を得て実施したものです。

共同研究においては、講義、見学・訪問、協議等を通じて、ミャンマーの研究員が、我が国の土地の物理的状況に係る登録の法制、すなわち、我が国の表示に関する登記、地図作成、測量、基準点等について研究するとともに、我が国の関係者と、ミャンマーの土地登録法制について意見交換を行いました。

また、今回の共同研究に合わせて、日本の関係者に対し、ミャンマー土地登録法制公開セミナーを開催しました。



【水戸地方法務局の訪問・見学】

共同研究の日程において、ミャンマーの研究員は、元法務局職員の新井克美氏から、我が国の土地の物理的状況に係る登録の発展の歴史等について、法務省民事局民事第二課の担当職員から、我が国の表示に関する登記、地図作成、地図情報システム、筆界特定等の概要について、日本土地家屋調査士会連合会から土地の物理的状況に係る登録の実務等について講義を受けました。

また、国土地理院を訪問し、国土地理院の概要及び電子基準点の整備について講義を受け、水戸地方法務局を訪問し、我が国の表示に関する登記の事務処理について見学するとともに、法務局における地図作成作業について説明を受けました。ミャンマーの研究員は、特に我が国の厳密な事務処理について関心を示していました。



【境界標の観察】



【日本土地家屋調査士会連合会との意見交換】

そして、共同研究日程中の1月25日（金）、ミャンマー共同研究土地登録法制公開セミナー「ヤンゴンの発展と不動産登録法制」を開催し、ミャンマー建設省及びヤンゴン市開発委員会の幹部によるヤンゴンの発展の経緯とそれに伴い変遷してきた不動産登録法制の概要について講演がされ、その後、ミャンマー建設省及びヤンゴン市開発委員会の幹部、日本土地家屋調査士会連合会役員並びに法務省大臣官房国際課担当者をパネリストとして、ヤンゴンの不動産登録法制の今後の課題について、ディスカッションしました。会場からは、ミャンマーの不動産登録法制の実態について、活発な質問がされました。



【セミナー会場の様子】

本セミナーは、我が国の不動産及び測量を始めとするさまざまな企業、ビジネス関係の法律事務所等の関係者が約70名参加し、関係者にヤンゴンの土地登録法制の概要について理解を深めてもらうとともに、法務省が実施するミャンマーの土地登録法制に係る調査研究活動について周知することができました。